

令和 8 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

宮古島市

平素より税務行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、土地・家屋と同様、事業用の資産にも償却資産として固定資産税が課税されます。

1月1日現在で償却資産を所有している方は申告義務があります。本手引きを目次に沿ってご覧いただき、下記期日までに申告書のご提出をお願いいたします。

申告書提出期限:令和 8 年 2 月 2 日(月)

【目 次】

I . 儻却資産の申告について 1 ~ 3 ページ
II . 儻却資産とは 4 ~ 10 ページ
III . 税額の算出方法について 11 ~ 12 ページ
IV . 申告書記入見本 13 ~ 15 ページ
V . 儻却資産申告 Q&A 16 ~ 18 ページ

◇申告書の提出先・お問い合わせ先◇

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
宮古島市役所 総務部 税務課

資産税係(償却資産担当)

TEL:0980-72-3751

FAX:0980-72-6874

※申告書の控え（受付印を押印したもの）が必要な場合は、
返信用封筒（宛名記入・切手貼付）を同封してください。



I. 債却資産の申告について

1. 申告していただく方

地方税法第383条の規定に基づき、毎年1月1日現在、本市において事業を営んでいる個人または法人の方で、債務資産を所有されている方は申告する必要があります（リース資産等を設置している場合も含みます）。

- ※ 債却資産を共有されている方は、共有名義での申告となります。個々に申告するのではなく代表者を決めて申告してください。（例 代表者名 外〇名）
- ※ 債却資産を所有していない場合は、申告書の18.備考欄へ「該当資産なし」と記入し、提出にご協力ください。

2. 申告期間

1月1日現在所有している債務資産について、1月31日（土日にあたる場合は翌月曜日）までに申告書をご提出ください。なお、締切間近になると窓口の混雑が予想されますので、早めの提出にご協力ををお願いします。eLTAXによる電子申告、または郵送をご利用ください。

※メール、FAXによる申告は受け付けておりませんのでご注意ください。

3. 提出先

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 1140 番地
宮古島市役所 総務部 税務課 資産税係（債務資産担当）

4. 提出する書類

(1) ①債務資産申告書（第26号様式）

※平成28年1月1日以降に提出する債務資産申告書の様式にマイナンバーの記載欄が追加されています。記入漏れがないようにお願いいたします。

②種類別明細書（増加資産・全資産用）（第26号様式別表1）

③種類別明細書（減少資産用）（第26号様式別表2）

※上記様式は、宮古島市ホームページからもダウンロード（PDF・Excel形式）できます。

<https://www.city.miyakojima.lg.jp/kurashi/zeikin/koteishisan/shoukyaku.html>

(2) 番号法に定める本人確認の実施

マイナンバー（個人番号・12桁）記載の申告書ご提出の際には、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。以下の本人確認資料を申告書に添えてご提出ください。法人番号記載の申告書をご提出の際には本人確認は不要です。

① 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し（個人番号付き）」等
身元確認資料	①「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等（①が困難な場合、②でも可） ②「宮古島市から送付された氏名・住所等が印字済の債務資産申告書」等

② 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票（個人番号付き）の写し」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」 「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証（代理人が法人の場合）」等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

5. 提出の仕方

(1) 初めて申告する場合

現在所有し、該当する全資産を申告してください。

(2) 前年度までに申告があり、前年中に資産の増減がある場合

増加、減少した資産を申告してください。

(3) 前年度までに申告があり、前年中に資産の増減がない場合

「備考」欄に『増減なし』と記載し、償却資産申告書のみ提出してください。

(4) 廃業、解散等により市内に資産がない場合

廃業・解散・市外移転・該当資産がない場合は、申告書の「備考」欄にその事由及び時期を記載し、提出してください。提出されない場合、未申告として扱われることもありますのでご注意ください。

6. 申告の方法について

申告書は、提出用と控用の2部をご準備ください。感圧複写式の様式でご記入の場合は、1枚目が提出用、2枚目が控用になります。なお、郵送提出される方で控用の返送を希望される場合は、必ず切手を貼った返信用封筒を同封してください。

(1) 企業の電算処理により申告される場合

電算申告していただく場合は、全国的に統一された様式にあわせて申告書・種類別明細書ともに1月1日現在増減のあった資産だけでなく宮古島市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。独自の申告書を使用する場合は所有者コードを必ず転記してください。

また、種類別明細書については本手引き13~15ページを参考に資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・原価残存率・耐用年数・価額・特例率（該当している場合）・増減事由（1~4）を記入し、償却資産申告書にある合計額と一致するようにしてください。

(2) 電子申告される場合

eLTAXを利用した固定資産税（償却資産）の電子申告が可能となっております。ご利用に関しては、eLTAX のHP(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)をご確認ください。

7. 申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条の規定に基づく宮古島市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定に基づき罰金を科せられることがあります。

8. 実地調査等のお願い

地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、申告内容が適正であることを確認するため実地調査を行うことがあります。その際はご協力ををお願いします。なお、検査拒否にあたる場合は、地方税法第354条の規定に基づき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される場合があります。

また、実地調査に伴い申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合は資産の取得年月日に応じて5年度分まで遡及して課税することもありますので、あらかじめご了承ください。

9. 国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定に基づき、未申告者の方や申告内容に差異が見受けられる方などに税務署が保有する国税資料等の閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただく事もありますのでご協力をお願いいたします。なお調査結果により賦課決定を行い、税額が変更（過年度分含む）となる場合があります。あらかじめご了承ください。

申告書の提出は eLTAX による電子申告が便利です！

■インターネットを利用して、自宅・オフィス等で申告書等を提出できます。

■eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトのデータも利用可能です。

■利用届出(新規)を提出後、すぐに電子申告を利用することができます。

■チェック機能があるので入力誤りや計算ミスの防止に役立ちます。

*eLTAXの御利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください

●ホームページ:<https://www.eltax.lta.go.jp/>

●電 話:0570-081459(ハイシンコク)

※IP電話やPHSからは:03-5521-0019

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

II. 償却資産とは

1. 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権など無形減価償却資産を除く）で、地方税341条における固定資産税の一つです。

減価償却額または減価償却費が法人税、または所得税法の規定による所得の計算上、損金、または必要経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産、その他の政令で定める資産以外のものをいいます（ただし、償却済みや簿外資産であっても事業の用に供していれば申告の対象となります）。

会社や個人で事業を行っている方が事業の為に用いている構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品が対象となり、6種類に分けて申告いただく必要があります。

2. 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例です。

資産の種類		対象となる主な償却資産の例示	
1	構築物	構築物	駐車場の舗装、広告塔、門、塀、庭園、緑化施設、舗装路面、外構工事、屋上看板などの広告設備、プール等
		建物附属設備	①建物の所有者が取り付けた付属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の業務用の設備等 ②テナントの方が賃借している家屋に施工した建築設備（特定附帯設備といいます。詳細は9ページへ）
2	機械及び装置	電気機械、工作機械、印刷機械等の各種産業用機械、太陽光発電設備、ブルドーザ、パワーショベル等の建設・土木機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号「0、00~09及び000~099、00A~09Z、0A0~0Z9、0AA~0ZZ」）※道路運送車両法に規定される。	
3	船舶	遊覧船、はしけ、ボート、貨客船、漁船、作業船、水中翼船等 ※漁船をお持ちの方は償却資産の特例対象となることがございます。 新規で申告いただく際は「動力漁船登録票」「船舶検査手帳」等の写しを添付してください。	
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」「90~99」「900~999」「90A~90Z」「9A0~9Z9」「9AA~9ZZ」）、及び小型特殊自動車に該当しない農耕作業車等 ※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車等は除きます。	
6	工具、器具及び備品	パソコン、医療機器、歯科診療用ユニット、理容・美容器具、広告看板、レジスター、陳列ケース、テレビ、エアコン、厨房機器及び用品、冷凍、冷蔵庫、事務机・椅子、応接セット、放送機器、自動販売機、ガス沸騰機等ガス器具、ドローン等	

3. 申告の対象となる資産、対象とならない資産

(1) 申告の対象となる資産

令和 8 年 1 月 1 日現在において、事業の用に供することができる資産です。次のような資産も事業の用に供する事ができる状態であれば申告の対象となります。

- (ア) 債却済み資産（耐用年数が経過した資産）
- (イ) 建設仮勘定で経理されている資産および簿外資産
- (ウ) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも利用可能な資産）
- (エ) 未稼働資産（完成または据付済みだが未だ稼働していない資産）
- (オ) 借用資産（リース資産）で契約の内容が割賦販売と同等であるもの
- (カ) 決算期以降に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
- (キ) 使用可能な期間が 1 年未満または取得価額が 20 万未満の資産であっても個別に減価償却しているもの

(2) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税または軽自動車税の課税対象となるべきもの
例) 小型特殊自動車に分類されるフォークリフト、ハーベスター、トラクター等
- ② 耐用年数が 1 年未満または 1 個あたりの取得価額が 10 万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時的に損金算入しているもの、または必要経費としているもの）
- ③ 1 個あたりの取得価額が 20 万円未満の償却資産で、税務会計上 3 年間で一括して損金または必要な経費に算入されたもの（3 年一括償却）
- ④ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産（所有権移転外リース及び所有権移転リース）で取得価額が 20 万円未満のもの
※リース資産は本手引き 7 ページ「リース資産について」もご確認ください。
- ⑤ 無形減価償却資産（特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア等）
※繰延資金（開業費、開発費等）および棚卸資産（本来減価償却すべきものを除く）
- ⑥ 家屋評価に含まれる資産（テナント敷設を除く）

少額の減価償却資産の取り扱いについて

(単位: 円)

取得価額 償却方法（国税）	10 万未満	10 万以上 20 万未満	20 万以上 30 万未満
①一時損金算入	申告対象外		-
②3 年一括償却	申告対象外		-
③リース資産	申告対象外		申告対象
④中小企業特例 ※1		申告対象	
⑤個別減価償却（法人のみ） ※2		申告対象	

※1 中小企業特例を適用できるのは平成 15 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得した、取得価額が 30 万円未満の資産です。

※2 個人の方は平成 11 年 1 月 1 日以降に取得した 10 万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはできません。

国税との主な違い

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(減価償却)の取扱い
償却計算の期間	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価（償却）の方法	<p>定率法のみ。 原則として固定資産評価基準に定める減価率によります。 ※本手引き12ページの減価残存率表もご参照ください。 ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様です。</p>	定率法・定額法の選択制 【定率法選択の場合】 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月1日以降に取得された資産⇒「定率法(200%定率法)」を適用 平成19年4月1日～平成24年3月31日までに取得された資産⇒「定率法(250%定率法)」を適用 平成19年3月31日以前に取得された資産⇒「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度（※1）	認められません	認められます
租税特別措置法の適用 (特別償却・割増償却制度等)	認められません	認められます
増加償却（※2） (所得税・法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度（※3）	取得価額の5%	1円（備忘価格）
改良費の評価方法	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する）	原則として区分評価
中小企業等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例(租税特別措置法)（※4）	認められません	認められます
リース資産（所有権移転外ファイナンスリース取引）	所有者（賃貸人）が申告、課税対象	貸借人の資産として減価償却処理

圧縮記帳の制度は認められません。

※1 国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

※2 法人税法施行令第60条の規定による増加償却又は旧法人税法施行令第60条の2の規定による陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上、控除額の加算を行うことができます。この場合、届出書等が必要となりますので、申告の際に添付してください。

※3 平成19年度税制改正により、国税においては残存価額が廃止され、1円まで償却できるようになりましたが、固定資産税（償却資産）における減価償却の方法には変更ありません。

※4 租税特別措置法第28条の2、第67条の5等の規定に基づく中小企業者の少額資産特例は、あくまでも法人税法又は所得税法の特例であり、地方税法に依拠する固定資産税には適用ありません。したがって、この特例の対象となっている資産も償却資産に該当します。

4. リース資産について

リース資産の申告は原則、賃借人（リース資産を利用する人）ではなく、リース資産の所有者（リース会社）が行います。ただし、リース契約の内容により、取扱いが変わる事があります。

①【一般的なリース契約（所有権移転外リース）】

リース期間終了後、資産が貸主（リース会社等）に返還される内容であれば、貸主（リース会社）が申告することになります。

②【所有者権留保付割賦販売契約・所有権移転リース】

リース期間中は資産の所有権を貸主（リース会社等）に留めておき、リース期間終了後、借主に所有権が移転する場合は、地方税法第342条第3項の規定により、貸主と借主の共有資産とみなされます。こうしたリース契約の場合は借主に申告していただく必要があります。

5. 非課税となる資産

地方税法第348条および同法附則第14条に規定する一定の要件を満たす償却資産については、非課税の扱いとなるため、申告いただいても固定資産税が課税されません。該当する資産をお持ちの場合は非課税の届け出書をご記入の上、併せて申告してください。

※非課税規定に応じて事業主体、事業内容が限定されますので、所有する全ての資産が非課税となる訳ではありません。

非課税の対象となる償却資産申告の一例

非課税対象資産	地方税法第348条
宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物および境内地（工作物含む）	第348条 第2項第3号
学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産	第348条 第2項第9号
社会福祉法人が以下の用に供する固定資産 ● 保護施設 ● 児童福祉施設（認可保育所など） ● 認定こども園 ● 老人福祉施設 ● 障碍者支援施設	第348条 第2項第10号～第10号の7まで
介護保険法の規定により包括的支援事業の委託を受けた者が包括的支援事業の用に供する固定資産	第348条 第2項第10号の9
事業所内保育事業の用に供する固定資産	第348条 第2項第10号の10

6. 太陽光発電設備について

太陽光発電設備を所有し、事業の用に供する場合も申告の対象となります。

設置者	10kW以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	発電量の全量又は余剰を売電される場合は、事業資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	原則申告の対象外ですが、売電している、事業の用に供している場合は申告の対象となります。
個人 (事業用)	個人の方であっても、店舗やアパート等事業を営む方がその事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電にかかわらず、償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、売電されているかいないかにかかわらず償却資産として課税の対象になります。	

7. 種別償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示すると次のようになります。

業種	対象となる主な償却資産の内容
共通	ルームエアコン、事務用家具、応接セット、ロッカー、テレビ、キャビネット、パーソナルコンピュータ、サーバー、LAN配線、受変電設備、路面舗装・植栽などの外構工事、コピー機、金庫、タイムレコーダー、レジスター、POSシステム、看板、太陽光発電設備、その他
飲食業	テーブル、椅子、厨房用品、冷凍・冷蔵庫、その他
建設業	ブルドーザー・パワーショベル・クレーン等の大型特殊自動車、コンテナ(家屋に該当しないもの)、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、サインポール、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備、その他
小売業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、ネオンサイン、その他
食肉鮮魚販売業	冷凍庫、肉切断機、挽肉機、冷蔵庫、陳列ケース、電子秤、その他
自動車修理業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、塗装ブース、その他
金属加工業	旋盤、ボル盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定・検査工具、その他
医業	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒殺菌機器、手術機器、歯科診療用ユニット、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機械部分、擁壁、ごみ置き場、その他
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、玉計数機、筐体型ゲーム機、両替機、カラオケ機器、スクリーン設備、その他
ホテル旅館業	ベッド、家具、厨房設備、プール、スピーカー等音響設備、ランドリー機器、スクリーン、その他

8. 建築設備における家屋と償却資産の区分

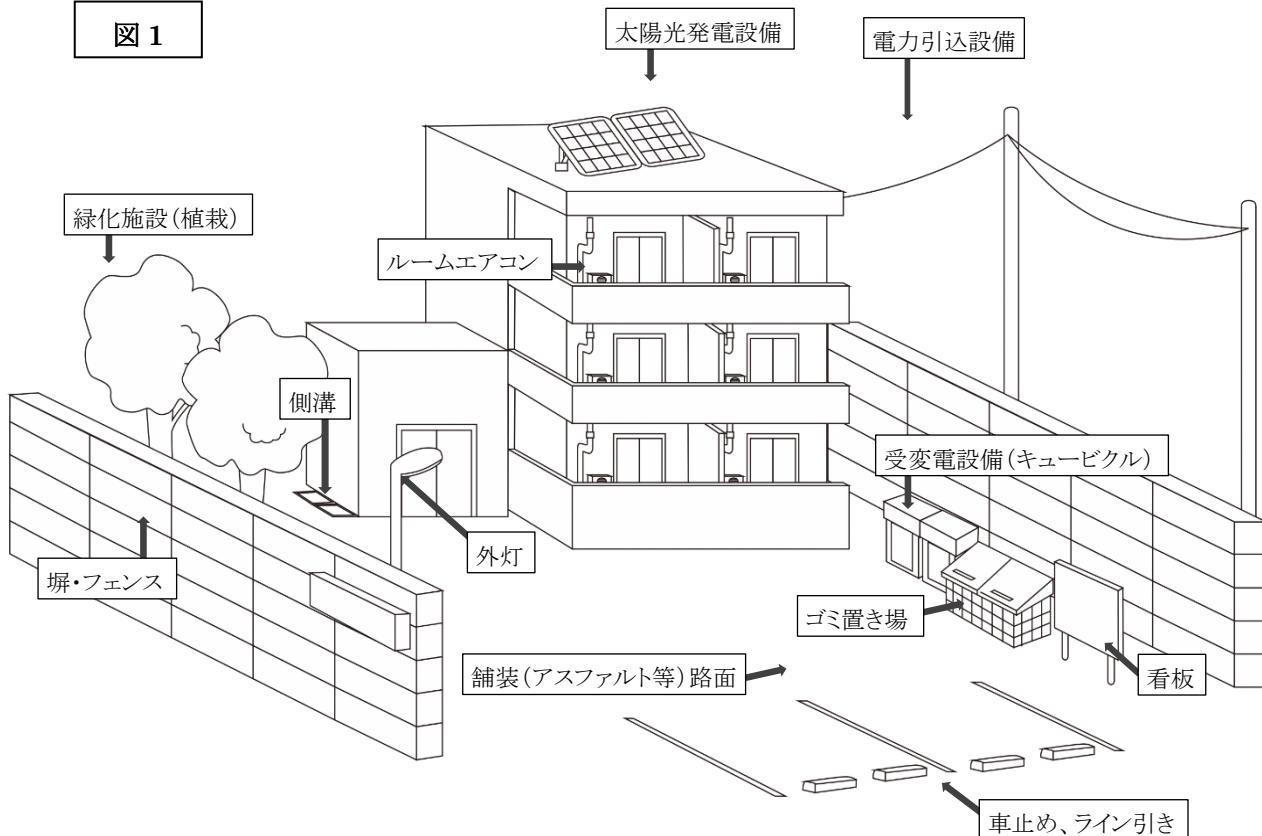
家屋には、内装、建具、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体であり家屋の効用を高める設備）が取付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。このうち、取り外しが容易で自在に移動ができるもの、屋外には設置された配管または配線、特定の業務の用に供されるものは償却資産として取り扱います。主な設備は以下のとおりです。家屋と設備の所有者が異なる場合（テナント等）、これらの設備を敷設した方の申告対象（特定附帯設備といいます。）となります。

設備の種類	設備の分類	内容	家屋と設備の所有者（敷設者）		全て償却資産申告対象（設備敷設者が申告）	
			同じ場合			
			家屋	償却資産		
建築工事	内装・造作	床・壁・天井仕上、造作工事一式	○			
	外構工事	門、堀、植栽、フェンス、プール等		○		
電気設備	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備（配線・配管含む）		○		
	中央監視制御装置	装置一式（配線・配管含む）		○		
	受変電設備	設備一式（キュービクル等。配線・配管含む）		○		
	電灯コンセント	屋外設備（外灯、ネオンサイン、スポットライト等）		○		
	照明器具	屋内設備（事務所・店舗照明、コンセント設備等）	○			
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		○		
		エレベーター、空調設備用等	○			
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		
		配線、配管、端子盤等	○			
	LAN設備	設備一式		○		
給排水衛生ガス設備	給排水設備	マイクロホン、アンプ、スピーカー等の機器		○		
		配管・配線等	○			
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器、ユニットバス等）	○			
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用に供する設備		○		
		屋内の配管等	○			
空調設備	空調設備	エアコン（壁掛け、天吊り型）、特定の生産または業務用に供する設備		○		
		上記以外の家屋と一体となっている設備	○			
	換気設備	特定の生産または業務用に供する設備		○		
		上記以外の家屋と一体となっている設備	○			
その他	厨房設備	飲食店、ホテル等のサービスに応じる設備、寮、病院、社員食堂の厨房設備（システムキッチンは除く）		○		
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、ダムウェイター等	○			
	その他設備	POSシステム、ネオンサイン、簡易間仕切、駐輪設備、冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、広告塔、文字看板メールボックス、カーテン、ブラインド等		○		

～賃貸用の不動産を所有されている方へ～ 償却資産の申告が必要です！！

賃貸用のアパート・駐車場等を所有されている方は、土地・家屋以外にも使用・敷設している設備が償却資産の対象となるため、申告が必要です。下記図1が、償却資産に該当資産の一例となります。

図1



賃貸物件の主な償却資産

※()内は標準的な耐用年数になります。構造・用途によって異なることがあります。

資産の種類	資産例
構築物 (主に外構工事)	駐車場アスファルト舗装(10)、側溝(15)、外灯(10)、植栽・緑化施設(20)、鋼製物置(7)、ゴミ捨て場(7)、自転車置き場(10)、フェンス(10)、門、アーチ(15)等
建築付属設備 機械・装置	太陽光発電設備※屋根型一体化を除く(17)、受変電設備(15)、電力引込設備(20~30)、屋外給排水設備(15)等
工具・器具・備品	ルームエアコン(6)、郵便受け(10)、宅配ボックス(10)等

これらの設備費用を建物本体建築費と含め、全額建物として資産計上している方は、見積書や工事内訳書等を確認し、資産を分けて申告していただく必要があります。

III. 税額の算出方法について

1. 評価額の算出方法

償却資産の評価は、申告していただいた償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基に評価額（課税標準額）を決定します。

(ア) 前年中に取得のもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率（本手引き 12 ページ参照）三評価額

(イ) 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率（本手引き 12 ページ参照）=評価額

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

〈評価額計算例〉

取得価額 250,000 円、取得時期令和 7 年 5 月、耐用年数 4 年のパソコンの場合

(耐用年数 4 年、前年中の取得のものの減価残存率 … 0.781)

(耐用年数 4 年、前年前の取得のものの減価残存率 … 0.562)

令和 8 年度 =250,000 円 × 0.781 =195,250 円

令和 9 年度 =195,250 円 × 0.562 =109,730 円

令和 10 年度 =109,730 円 ×0.562 =61,668 円

令和 11 年度 =61,668 円 × 0.562 =34,657 円

令和12年度 =34,657円 × 0.562 = 19,477円

令和13年度 =19,477円 × 0.562 =10,946円 <12,500円

和 13 年度で算出額が取得価額の 5% (12

2. 税額の計算について

税率は、評価額（課税標準額）の 1.4%です。年税額は下記により求めます。

$$\begin{array}{c} \text{税額} \\ (\text{100円未満切り捨て}) \end{array} = \begin{array}{c} \text{課税標準額} \\ (\text{1,000円未満切り捨て}) \end{array} \times \begin{array}{c} \text{税率} \\ (1.4\%) \end{array}$$

※課税標準額は土地家屋含む総資産の評価額の合計です。

3. 免税点

償却資産のみの課税標準額が150万円未満の場合、償却資産分の課税はありません。

(申告は必要です。)

4. 納期

年税額を5月、7月、12月、翌年2月の4回に分けて納めていただきます。納付期限が土日を含む休日の場合は、次の平日まで持ち越しとなります。

5. 過年度分の遡及について

現年度、また過年度分の申告書の提出により、申告内容の訂正や、申告もれ、また減少もれ等の資産が確認できた場合の賦課決定に際しては、地方税法第17条の5第5項の規定により、過去5年分まで遡及し課税決定することとなります。遡及分の追徴課税が決定した場合、通常と異なり、納付回数は1回となりますのでご注意ください。

＜減価残存率表＞

耐用年数	減価残存率		耐用年数に応ずる減価率	耐用年数	減価残存率		耐用年数に応ずる減価率	耐用年数	減価残存率		耐用年数に応ずる減価率
	前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得	
1				21	0.948	0.896	0.104	41	0.972	0.945	0.055
2	0.658	0.316	0.684	22	0.950	0.901	0.099	42	0.973	0.947	0.053
3	0.732	0.464	0.536	23	0.952	0.905	0.095	43	0.974	0.948	0.052
4	0.781	0.562	0.438	24	0.954	0.908	0.092	44	0.974	0.949	0.051
5	0.815	0.631	0.369	25	0.956	0.912	0.088	45	0.975	0.950	0.050
6	0.840	0.681	0.319	26	0.957	0.915	0.085	46	0.975	0.951	0.049
7	0.860	0.720	0.280	27	0.959	0.918	0.082	47	0.976	0.952	0.048
8	0.875	0.750	0.250	28	0.960	0.921	0.079	48	0.976	0.953	0.047
9	0.887	0.774	0.226	29	0.962	0.924	0.076	49	0.977	0.954	0.046
10	0.897	0.794	0.206	30	0.963	0.926	0.074	50	0.977	0.955	0.045
11	0.905	0.811	0.189	31	0.964	0.928	0.072	51	0.978	0.956	0.044
12	0.912	0.825	0.175	32	0.965	0.931	0.069	52	0.978	0.957	0.043
13	0.919	0.838	0.162	33	0.966	0.933	0.067	53	0.978	0.957	0.043
14	0.924	0.848	0.152	34	0.967	0.934	0.066	54	0.979	0.958	0.042
15	0.929	0.858	0.142	35	0.968	0.936	0.064	55	0.979	0.959	0.041
16	0.933	0.866	0.134	36	0.969	0.938	0.062	56	0.980	0.960	0.040
17	0.936	0.873	0.127	37	0.970	0.940	0.060	57	0.980	0.960	0.040
18	0.940	0.880	0.120	38	0.970	0.941	0.059	58	0.980	0.961	0.039
19	0.943	0.886	0.114	39	0.971	0.943	0.057	59	0.981	0.962	0.038
20	0.945	0.891	0.109	40	0.972	0.944	0.056	60	0.981	0.962	0.038

※固定資産税に係る残存率表です。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

令和 年度

所有者コード	
1234567	*

所有者コード

印字されていない場合は、宮古島市で付番されたものをご記入ください。
新規で申告される場合は、空欄で結構です。

*

第二十六号様式別表一(提出用)

注意※印の欄は記入しないでください。

行番号	資産番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	(イ)耐用年数	(ロ)販価	(ハ)額	(カ)課税標準の特例	(キ)税率	(ク)課税標準額	(ル)増加事由	摘要
01	1	コンクリートブロック搬工事	1	27.8	15.0	2023年8月	15.0	15.0	15.0	○	○	1.2	3.4	外支店
02	2	アルミ裁断加工機	1	27.4	8.0	2023年4月	8.0	8.0	8.0	○	○	1.2	3.4	受入
03	6	クーラー	1	27.10	6.0	2023年10月	6.0	6.0	6.0	○	○	1.2	3.4	
04														
05														
06														
07														
08														
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

印字されていない場合は、宮古島市で付番されたものをご記入ください。

新規で申告される場合は、空欄で結構です。

手書き3ページ、IIの2の項目を参考
にその種類の数字を記入してください。

資産コード

宮古島市の電算処理で付番します
て、記入しないでください。

資産の種類

漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字、
数字等でご記入ください。

資産の数量を記入してください。
数量

資産の取得年月をご記入ください。
取得年月

資産の取得価額を記入ください。
取得価額

資産の取得価額を記入ください。圧縮
記帳については、償却資産の評価で
は認められないもので、実際の取扱
価額をご記入ください。
耐用年数

減価償却率・価額・課税標準の特例・
課税標準額

記入の必要はありません。ただし、企
業電算処理により全資産申告を行
う場合は記載が必要です。

課税標準の特例がある場合は、
その率を価額に乘じたものを課税標準
準額し、「摘要」欄に適用条件を記
入してください。

「増加事由」欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入、4 その他いずれかに○印をつけてください。
注意 「取得年月」欄の「年号」で、3は昭和、4は平成、5は令和です。
・構築物：1
・機械及び装置：2
・船舶：3
・航空機：4
・車両・運搬具：5
・工具器具備品：6

摘要

移動による受入の場合の説明や誤認
標準の特例の場合の適用条件等をご
記入ください。

償却資産申告 Q&A

Q1 税務署に確定申告をしていますが、宮古島市役所にも申告が必要ですか？

A 宮古島市役所への申告も必要です。

税務署への申告と宮古島市役所への申告は全く異なるものになります。

事業に供する資産を所有する方、法人は確定申告とは別に宮古島市役所へ償却資産申告を行つていただく必要があります。

- 税務署への申告 . . . 国税（法人税・所得税）の減価償却費を必要経費として計上するもの
- 宮古島市への申告 . . . 市税である固定資産税（償却資産）を算出するもの

Q2 自動車やトラクターは申告の対象になりますか？

A 大型特殊自動車のみが申告対象になります。詳細は手引きのP4「償却資産の種類と具体例」をご確認ください。

Q3 申告する資産の取得価額は消費税を含んだ金額ですか？

A 取得価額に消費税の額を含めるかどうかは、国税の経理処理方法により異なります。

- 経理処理を税抜きで行っている場合 → 消費税を含まない金額で申告
- 経理処理を税込みで行っている場合
- 消費税の納税義務が免除されている事業者 → 消費税を含む金額で申告

Q4 申告対象資産を所有していない場合でも申告は必要ですか？

A 事業（賃貸業含む）を行っている個人、法人は申告が必要です。

申告書備考欄に「該当資産なし」と記入し、申告して下さい。

Q5 申告内容を訂正したい場合はどのようにすればいいですか？

A 修正申告書をご提出ください。

修正後の内容で申告書を作成し、また申告書の備考欄、種類別明細書の摘要欄などに修正内容を記載して下さい。

Q6 減価償却が終わった古い資産も申告が必要ですか？

A 減価償却が終わっていても、引き続き事業の用に供していれば申告対象となります。

Q7 耐用年数が分からぬ資産はどのように申告しますか？

A 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の規定によるものになります。
詳細は国税庁のHPをご確認ください。

中古資産に対しては取得時の「見積耐用年数」で申告いただくことも可能です。

見積もりが困難な場合は以下の簡便法にて計算することができます。

【簡便法】

(法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 0.2

※法定耐用年数を超えてる場合は 法定耐用年数 × 0.2

※少数点以下は切捨て、2年に満たない場合は2年となります。

Q8 償却資産を申告した場合、必ず固定資産税が課税されるのですか？

A 申告書の内容に基づいた、課税標準額の総額が150万円未満となる場合、免税点未満として固定資産税は課税されません。

Q9 使用していない資産も申告が必要ですか？また資産を廃棄した場合はどうすればいいですか？

A 破損などにより、将来的にも事業の用に供することが出来ない、また廃棄した資産については減少申告を行ってください。
ただし、将来的に使用する、またメンテナンスをすればすぐに使用出来る資産については申告の対象となります。

Q10 廃業した場合の申告はどのようにすればいいですか？

A 廃業などにより全資産を手放した場合は、全資産減少の申告を行って下さい。
その際は申告書備考欄に「事業廃止」等の記載をお願いいたします。

Q11 今まで個人事業主で申告していたが、法人化した場合はどうなりますか？

A 法人としての所在地、法人名を記載し、通常通り申告して下さい。
その際は申告書備考欄に以前の個人事業主名などを記載の上、「個人から法人へ」等の記載をお願いいたします。

Q12 会社の決算期にあわせて申告してもいいですか？

A 会社の決算期に関わらず賦課期日（毎年1月1日）現在における当該償却資産申告について1月31日（土日にあたる場合は翌月曜日）までに申告が必要です

Q13 事業所を合併した場合の申告はどうなりますか？

A 以下を参照し、申告して下さい。

【合併で吸収した】

合併により増加した資産を前年中取得として申告して下さい。なお、取得価額、取得日については「適格合併」「非適格合併」で異なります。

(例) 令和元年7月にA社がB社を合併

資産の種類 機械設備

耐用年数 8年

取得価額 3,800,000円

取得時期 平成28年6月

A社の受入価額 2,800,000円（内100,000円は事業の用に供するためにかかった費用）

【適格合併】資産の移転は帳簿価格により行われます。

取得価額・・・3,900,000円（3,800,000円+100,000円）

取得時期・・・平成28年6月（令和2年度より課税対象となります）

耐用年数・・・8年（中古資産の耐用年数を用いる事も可）

【非適格合併】資産の移転は時価により移転したものとして取り扱われます。

取得価額・・・2,800,000円（2,700,000円+100,000円）

取得時期・・・令和元年7月（令和2年度より課税対象となります）

耐用年数・・・8年（中古資産の耐用年数を用いる事も可）

【合併で吸収された】

Q10の回答と同様に全資産減少の申告を行ってください。申告書備考欄に「吸収合併」、「合併年月日」、「合併先」等の記載をお願いします。

Q14 今までテナント業者として店舗を借り受けっていましたが、その店舗の所有者となりました。特定附帯設備についての申告はどうなりますか？

A 特定附帯設備（家屋の所有者と異なる方が事業の用に供するために敷設した内装などの設備）の所有者が新たに対象家屋の所有者となった場合、償却資産の申告対象外となるため、減少資産として申告してください。その際は申告書備考欄に「新たに家屋の所有者となるため」等の記載をお願いいたします。

Q15 申告もれの資産があった場合、過去の分まで課税されますか？

A 申告もれ、取得価額・耐用年数等の修正申告により、これまでの申告内容が訂正された場合は、その資産が課税対象となる年度まで遡及し税額を修正することになります（最大現年度含む5年度分）。※地方税法第17条の5第5項の規定による。